



中小企業者のための鹿児島県の融資制度 経営力強化資金



○ どんな資金？

金融機関及び認定経営革新等支援機関による事業計画の策定支援や継続的な経営支援を要件としており、中小企業者の経営力の強化を支援するための資金です。事業行動計画書の作成が必要となります。

○ 融資対象者 県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合

金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うもの

(1) セーフティネット保証5号の規定により市町村長の認定を受けているもの（既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限る。）

(2) その他のもの

※認定経営革新等支援機関とは

専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関等（税理士、公認会計士、弁護士など）を国が審査し、経営革新等支援機関として認定しています。県内の認定経営革新等支援機関の活動内容や実績につきましては、中小企業庁「認定経営革新等支援機関検索システム」(https://www.ninteishien.go.jp/NSK_CertificationArea)により確認できます。

国の経営力強化保証制度に対応

○ パートナーシップ構築宣言の宣言事業者又は鹿児島県SDG s 登録制度の登録事業者は保証料が割安に！！

通常よりも0.1%引き下げ

※適用を受けるには「公表しているパートナーシップ構築宣言の写し」又は「鹿児島県SDG s 登録制度の登録証の写し」が必要です。

○ 融資条件

融資限度額	5,000万円	
利率 <small>※金融情勢により変動することがあります。</small>	1年以内 年1.6% / 1年超3年以内 年1.8% / 3年超5年以内 年1.9% 5年超7年以内 年2.1% / 7年超10年以内 年2.2%	
信用保証料 (県補助後) <small>保証機関の基本保証料率のうち、一部を県が負担しています。</small>	融資対象者の欄(1)	年0.62% [・パートナーシップ構築宣言の宣言事業者等 年0.52%]
	融資対象者の欄(2)	年0.27%~年1.57% [・パートナーシップ構築宣言の宣言事業者等 年0.17%~年1.47%]
融資期間	運転資金 5年以内(うち据置12月以内) / 設備資金 7年以内(うち据置12月以内) 借換えの場合 10年以内(うち据置12月以内)	
償還方法	毎月均等分割	
取扱金融機関	鹿児島銀行/南日本銀行/鹿児島信用金庫/鹿児島相互信用金庫/奄美大島信用金庫/ 鹿児島興業信用組合/鹿児島県医師信用組合/奄美信用組合/福岡銀行/肥後銀行/宮崎銀行/ 西日本シティ銀行/熊本銀行/宮崎太陽銀行/商工中金(県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。)	
必要書類	信用保証委託申込書/県民税及び市町村民税の納税証明書/「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書/中小企業制度資金融資申込書/事業行動計画書/特定中小企業者認定書(要件(1)の方が対象)(市町村発行)/鹿児島県SDG s 登録制度の登録事業者は登録証の写し/パートナーシップ構築宣言の登録事業者は「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトで公表している宣言の写し/その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類	

※ 連帯保証人及び担保は、保証機関の定めるところによります。

※ 既に借り入れている資金の借換えや新たな資金の融資が可能かどうかについては、金融機関又は保証機関へお尋ねください。

○ 融資の流れ ~ご相談は最寄りの金融機関へどうぞ~

